

# 院内感染対策指針

この指針は、南大和病院が、院内感染の発生を防止すること、感染症が発生した時に、迅速かつ適切な対応が出来ることを目的とする。

## A 感染に対する基本方針

### <1> 感染対策の目的

各自が自分の役割を理解し正しい知識で感染対策を実施する

- 1) 自分自身を、守る(職業感染の予防)
- 2) 患者・利用者を守る(院内感染の予防)
- 3) 組織的なコスト効果を計る
- 4) 質の高い医療の提供

### <2> 当院の感染対策に関する 基本方針

- 1) 標準予防策(スタンダードプリコーション)のガイドラインを遵守する
- 2) 感染症法令の遵守
  - (1)届出感染症法に基づき届出を行う
  - (2)院内感染対策の為の指針を作成する
  - (3)院内感染委員会(ICT)の設置
  - (4)職員に対する院内感染対策の為の研修の実施(年2回)
  - (5)院内感染対策のサーベイランス(耐性菌)の実施
- 3)外部との連携

院内感染発生が疑われる時は 保健所等に適時相談する

感染連携先施設との定期カンファレンスに参加し、情報の共有と必要時相談の場とする

### <3> 組織における体制

南大和グループ全体の院内感染に関する責任と権限及び組織

#### 1) 委員会の設置 ※組織図及び構成メンバーは別紙

- 1) 感染管理委員会 院長が委員長となり、感染対策・感染予防に必要な調査・審議を行っていく。院長と幹部会のメンバーで構成される。  
(感染管理委員会規定 別紙)

#### 2) ICT委員会(H25年4月より名称変更)

医師を委員長とし、予防対策の実施、現場の問題点の抽出と改善、マニュアルの作成と改定・啓蒙活動を行っていく。医師、看護部(外来・病棟・老健・透析)薬剤部・検査科で構成される。  
(ICT委員会規定 別紙)

#### 2) 教育

- (1) 職員全体 病院に出入りする関係者に対しても教育対象者とする
- (2) ICT委員会が主体となり研修を企画開催する
- (3) 年2回院内研修を行う

内容①全員に対して 標準予防策・感染経路別対策の講習

②手洗いの方法

③廃棄物について

④職業感染について

- (4) 各種ワクチン接種の励行

#### 3) 発生動向 報告 感染症レポート

- (1) 感染症発生時は 感染症発生レポートを作成し報告する
- (2) ICT委員会は、毎月集計し、感染管理委員長に報告する。
- (3) 感染症発生時は、各々の感染症対策を実施する

#### 4) 職員の健康管理

- (1) 定期的に職員の健康診断を行う。検査結果にて「要精査」「要治療」などの場合は、医師の診察を受けたか確認する。
- (2) 新入職時に B 型肝炎の抗体陰性のもので血液 体液に曝露される可能性のある職員に対して B 型肝炎ワクチンを接種する。(希望者)
- (3) 毎年 インフルエンザワクチン接種を実施する。(希望者)
- (4) 新入職時に T-SPOT を実施する。陽性の場合は呼吸器内科を受診し感染性の有無を確認する。検査結果は、結核患者接触時などのデータベースとする。
- (5) 新入職時に麻疹抗体価を測定、抗体価が基準値以下もしくは2階のワクチン接種の記録がない場合は、ワクチンを検討する。
- (6) 急性胃腸病(ノロウイルス・ロタウイルスを含む) 流行性角結膜炎 風疹 流行性耳下腺炎、麻疹 水痘 インフルエンザなどの伝染性疾患に罹患した場合は その都度 ICT 委員長に相談する。
- (7) 新型コロナ対策として、発熱、咳嗽、咽頭痛等の症状がある場合、勤務せず外来受診し検査を積極的に受け確認する。

附則 1. この規定は平成5年4月1日から施行する

最終改定

令和4年7月1日より改定

## B 委員会規定

### <1>感染管理委員会規定

#### 1) 総則

##### (1) 目的

この規程は、「南大和病院」院内感染管理委員会(以下「委員会」という)の運営に関する必要な事項を定め、これにより院内の感染防止対策の推進を目的とする

##### (2) 諸規定との関係

前条の目的を達成するため、感染防止対策について必要な事項はこの規程に定めるところによる

##### (3) 感染予防及び対策に対する義務

職員は感染予防及び対策について常に周到な注意を払い、院内感染の発生を未然に防止するよう努めなければならない

#### 2) 委員会組織

##### (1) 委員会

感染予防管理の諮問機関として感染管理委員会を設置する

##### (2) 委員会の編成

病院の各部署を代表する職員(病院長、看護部長、検査科長、薬剤部長、事務長、その他管理的立場の職員を含む)から構成し、委員長1名、副委員長1名、書記1名を選出する

##### (3) 委員会の任務

委員会の任務は、次のとおりとする

- ① 消毒方法、清掃等の技術、処理の改善方法などを討議し院内感染に対するマニュアルを作成する
- ② 職員に対しての「院内感染」についての周知徹底や啓発を図る
- ③ 感染が判明した場合の報告とその対応を院内全体に周知徹底する
- ④ 院内感染の調査、院内清潔度や滅菌消毒業務の調査を実施する
- ⑤ その他、院内感染に関すること

##### (4) 委員会の開催

本委員会の会議は月1回とする。または、委員長が緊急に必要とした場合に委員長より開催日程を各委員に連絡する

### <2> ICT委員会規定 (H25年4月より名称変更)

1) 設置 南大和病院に感染管理委員会の下に設置する。

2) 目的 院内感染の予防対策及び知識の啓蒙を図り、健全な医療体制及び施設確立を図る

3) 組織 南大和の各部署(医局、看護部、薬剤部、検査室、等)より担当者を選出する。

4) 任期 原則として1年。再任を妨げない。

5) 定会 原則として月1回、第1金曜日 17:00～18:00とする

委員の過半数の出席により開催される。

#### 6) ICT委員会 活動内容

- 1、委員会の開催
- 2、啓蒙活動
- 3、感染症対策指針の管理 改定
- 4、感染症マニュアルの管理 改定
- 5、感染症発生時の対応 対策の実施 それに伴う指導
- 6、感染状況の把握とデータ報告
- 7、広域抗菌剤の適正使用状況の把握
- 8、院内ラウンドの実施と実施結果のフィードバック

#### 附則

この規定を平成19年4月1日より実施とする

この規定を平成20年4月1日より改定

この規定を平成24年9月1日より改定

この規定を平成24年9月1日より改定

この規定を平成25年4月1日より改定

この規定は平成27年7月1日より改定

この規定は平成29年7月1日より改定

この規定は令和4年4月1日より改定